

平成 22 年 3 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社電算システム
代表者名 代表取締役社長 宮地 正直
(コード番号 3 6 3 0 東証二部・名証二部)
問合せ先 常務取締役 町田 孝道
(TEL . 03 - 3206 - 1860)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 1 日開催の取締役会において、平成 22 年 3 月 24 日に開催予定の第 43 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 変更の理由

- (1) 平成 21 年 6 月 24 日、「資金決済に関する法律」(平成 21 年法律第 59 号)が公布され、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることから、収納代行サービス事業に送金サービス等の業務を加え、取引先及び顧客のニーズに応えられる体制を整え事業拡大を目指すため、事業の目的事項に「資金移動に関する業務」を新設するものであります。
- (2) 株券の電子化後 1 年を経過し、株券喪失に関する項目が不要となりましたので、当該文言を削除するものであります。

2 . 変更の内容

変更の内容は、別紙の「定款変更の内容」のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 3 月 24 日(水)
定款変更の効力発生日	平成 22 年 3 月 24 日(水)

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 各種情報処理の受託及び提供業務 各種ソフトウェアの開発及び販売業務 コンピュータシステム及び関連機器・用品の販売業務 コンピュータシステムの運営・管理受託業務 コンピュータシステムに関する設計・技術要員の派遣業務 収納事務の受託代行業務 コンビニエンスストアでの料金支払及び郵便振替の利用に関する決済処理業務 電子マネーの利用に関する決済処理業務 デビットカード及びクレジットカードの利用に関する決済処理業務 (新設) — 各種電気通信設備、電子設備、電気設備及びこれらの付帯設備工事設計、請負、施工及び監理業務 — 前各号に関連するコンサルティング業務 — 前各号に関連する一切の業務</p> <p>第3条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第11条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 各種情報処理の受託及び提供業務 各種ソフトウェアの開発及び販売業務 コンピュータシステム及び関連機器・用品の販売業務 コンピュータシステムの運営・管理受託業務 コンピュータシステムに関する設計・技術要員の派遣業務 収納事務の受託代行業務 コンビニエンスストアでの料金支払及び郵便振替の利用に関する決済処理業務 電子マネーの利用に関する決済処理業務 デビットカード及びクレジットカードの利用に関する決済処理業務 — 資金移動に関する業務 — 各種電気通信設備、電子設備、電気設備及びこれらの付帯設備工事設計、請負、施工及び監理業務 — 前各号に関連するコンサルティング業務 — 前各号に関連する一切の業務</p> <p>第3条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第11条～第45条 (現行どおり)</p>